

## 平成２８年度「安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究」 委託事業応募要領

平成２８年度「安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究」委託事業（以下「本委託事業」という。）への参加を希望する研究機関等におかれましては、本要領にしたがって企画提案書等を提出してください。

本公募は、平成２８年度の予算成立後、可能な限り早期に試験研究に着手するため、前もって平成２８年度予算政府案に基づき行うものです。したがって、今後、予算成立までの過程で内容等に変更があり得ることをあらかじめ御承知ください。

### １ 事業概要

#### （１）目的

食の安全及び消費者の信頼を向上させるためには、食品中に含まれる有害化学物質・有害微生物、動物の伝染性疾病や植物の病害虫に関するリスク管理を、科学的知見に基づいて効果的・効率的に実施し、安全な農林水産物を安定的に供給していくことが重要です。

本事業は、食品安全、動物衛生、植物防疫等の分野において、法令・基準・規則等の行政施策・措置の決定に必要な科学的知見を得るための研究（レギュラトリーサイエンス※に属する研究）を実施し、その研究成果を施策・措置に反映することにより、安全な国産農林水産物の安定供給に貢献することを目的としています。

※ レギュラトリーサイエンス：科学的知見と、規制などの行政施策・措置との間を橋渡しする科学

#### （２）公募試験研究課題、経費限度額（平成２８年度）及び研究実施期間

平成２８年度の公募試験研究課題は次の【１】から【４】までの４課題とします。試験研究課題ごとの具体的試験研究内容及び達成目標は別紙１のとおりです。応募の際は別紙１をよく読んでから応募してください。

##### 【１】加圧調理がアクリルアミド生成に及ぼす影響の検証

経費限度額：３，０００千円

研究実施期間：平成２８年度

##### 【２】スプラウト原料種子の検査手法の確立

経費限度額：７，０００千円

研究実施期間：平成２８年度～平成３０年度

##### 【３】家畜の伝染性疾病に関する実態を踏まえたサーベイランス手法・検査診断手法の研究

経費限度額：１２，０００千円

研究実施期間：平成２８年度～平成３０年度

#### 【４】 ジャガイモシロシストセンチュウの効果的な防除法の開発

経費限度額：１８，０００千円

研究実施期間：平成２８年度～平成３０年度

#### （３） 採択件数

上記（２）の公募試験研究課題の【１】から【４】までについて、原則として、各１件の企画提案書を採択します（【３】の課題については、中課題ごとの採択により複数件の採択となる場合があります。）。

#### （４） 委託契約期間

委託契約締結日から平成２９年３月下旬までを予定しています（具体的な日付は、公募期間内に農林水産省ホームページ（[http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/regulatory\\_science/h28.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/regulatory_science/h28.html)）に掲載します。）。なお、研究期間が複数年にわたる試験研究課題については、毎年度、契約を締結することとなります。

### ２ 応募資格等

#### （１） 応募者の資格要件

応募は次の①から⑥までの要件を満たす者に限り行うことができますものとします。

- ① 以下のアからウまでに掲げる条件を全て満たす機関又は機関に所属する者（以下「研究機関等」という。）であること。

ア 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。

イ 研究開発を行うための経営基盤を有し、資金、設備等について管理能力を有すること。

ウ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

- ② 以下のアからカまでに掲げる研究機関等のいずれかに該当すること。

ア 都道府県、市町村及び公立の研究機関

イ 大学及び大学共同利用機関

ウ 独立行政法人、地方独立行政法人、特殊法人及び認可法人

エ 民間企業、公益社団法人・公益財団法人、一般社団法人・一般財団法人、NPO法人、その他法人格を有する機関

オ 国の施設等機関に所属する研究者（試験研究委託費の管理及び経理に係る事務をその所属する研究機関の長に委任することが可能な者であって、支出負担行為担当官農林水産省大臣官房参事官（経理）と委託契約を締結することができる者に限る。）（別紙２）

カ その他上記アからオまでの権利能力を有する研究機関等で構成する研究グループ

- ③ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、試験研究課題に掲げられた研究内容を遂行する上で国外機関が有する特別の研究開発能力、研究施設等の活用が必要と考えられる場合又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではない。

- ④ 委託契約の締結に当たっては、農林水産省大臣官房参事官（経理）から提示する委託契約書に合意できること。
- ⑤ 支出負担行為担当官農林水産省消費・安全局長が平成27年度に発注した委託事業において契約違反を行った者でないこと。
- ⑥ 平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること（地方公共団体及び国の施設等機関に所属する研究者（**別紙2**）を除く。）。競争参加資格のない者は、応募までに競争参加資格を取得してください。
- ⑦ 平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の申請を行っている、又は行うことを確約すること（地方公共団体及び国の施設等機関に所属する研究者を除く。）。競争参加資格のない者は、契約締結までに競争参加資格を取得してください。資格が取得できなかった場合は、採択が取消しになる場合があります。資格の取得に係る詳細な情報については、統一資格審査申請・調達情報検索サイト（<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>）を参照してください。
- ⑧ 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

#### <再委託について>

本委託事業については、研究機関等から第三者に委託すること（再委託）はできません。単独での研究が困難な場合には、以下の（2）イ又はウにより応募してください。

### （2）研究体制等に関する応募要件

#### ア 単独の研究機関等で応募する場合の要件

応募することができる者は、次の①及び②の要件を満たす必要があります。

- ① 当該試験研究課題における研究総括者（当該試験研究課題について、実施計画の企画立案、研究の実施及び成果の管理を総括する者をいう。以下同じ。）及び経理統括責任者を設置すること。
- ② 当該試験研究課題について、研究内容の企画立案及び進行管理を行う能力・体制を有すること。

#### イ 複数の研究機関等の共同提案により応募する場合の要件（共同提案方式。別添図1）

複数の研究機関等が共同して企画提案書を作成し、連名により応募をすることができます（委託契約を締結する際は、農林水産省と提案する全ての研究機関等が連名により直接契約することとなります。）。この場合、以下の①から③までの要件を満たす必要があります。

- ① 共同提案する研究機関等のうちの1つに当該試験研究課題の研究総括者を、それ以外の研究機関等には研究実施責任者を設置すること。なお、研究総括者の所属する研究機関等が代表として農林水産省消費・安全局との連絡調整等を行うこととす

る。

- ② 共同提案する全ての研究機関等が当該試験研究課題の経理責任者を設置していること。
- ③ 当該試験研究課題について、研究内容の企画立案及び進行管理を行う能力・体制を有すること。

#### ウ 複数の研究機関等が研究グループを構成して応募する場合の要件（研究グループ方式。別添図２）

複数の研究機関等が、研究グループ（協定書、規約、共同研究契約等によりそれぞれ分担関係を明確にした上で、共同研究を行う団体をいう。以下同じ。）を構成する場合には、研究グループの代表機関から応募することができます（委託契約を締結する際は、農林水産省と研究グループ（の代表研究機関等）が契約をすることとなります。）。この場合、以下の①から⑤までの要件を満たす必要があります。

- ① 代表する研究機関等に当該試験研究課題の研究総括者を、それ以外の研究機関等には研究実施責任者を設置していること。なお、研究総括者の所属する研究機関等が代表として農林水産省消費・安全局との連絡調整等を行うこととする。
- ② 代表する研究機関等に当該試験研究課題の経理統括責任者を設置していること。
- ③ 当該試験研究課題について、研究内容の企画立案及び進行管理を行う能力・体制を有すること。
- ④ 研究グループとして当該試験研究課題を実施することについて、グループに参画する全ての研究機関等が同意していること。
- ⑤ 農林水産省と研究グループが契約を締結するまでの間に、研究グループとして、研究グループ参画機関が相互に実施予定の試験研究課題に関する協定を交わすこと、実施予定の試験研究課題に関する規約を定めること、又は共同研究契約等を締結すること。

なお、試験研究課題の受託者として研究グループを選定した後、契約締結までの間に、当該研究グループの構成に変更等が生じ、試験研究課題に掲げられた研究内容を遂行するのが困難と考えられる場合には、採択を取り消し、改めて受託者の選定を行うことがあります。

#### （３）試験研究に必要な行政機関の許可等に関する要件

家畜の伝染性疾病の動物接種試験など、試験研究を遂行する際に行政機関、試験研究機関等の許可等が必要なものであって、かつ、許可等が得られない場合、試験研究の遂行に支障があるものについては、契約締結までの間に行政機関、試験研究機関等の許可等を得てください。なお、許可等が得られず研究内容の遂行が困難と考えられる場合には、採択を取り消し、改めて受託者の選定を行います。

#### （４）研究上の不正行為防止に向けた取組に関する要件

農林水産省では、研究活動の不正行為に関し、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成１８年１２月１５日付け１８農会

第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知※）を策定しています。

本委託事業で実施する研究活動には、本ガイドラインが適用されます。このため、各研究機関においては、本ガイドラインに基づいて、契約締結までに、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、研究倫理教育を実施していただき、「研究倫理教育に関する誓約書」（**別紙3**参照）を提出していただく必要があります。

※については、<http://www.s.affrc.go.jp/docs/pdf/tokekomi.pdf>を参照してください。

### 3 応募について

#### （1）応募方法

府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を利用した電子申請により応募を受け付けます。e-Radを利用するに当たっては、あらかじめ研究機関等の登録、研究者情報の登録手续が必要です。e-Radを利用した電子申請の詳細については**別紙4**を参照してください。

上記2の（2）イ又はウにより複数の研究機関等が応募する場合は、研究総括者の所属する研究機関等が代表して応募してください。なお、応募に当たっては、研究総括者が所属する研究機関等の事務代表者によるe-Radシステム上での承認を得る必要があります。

#### （2）応募書類

企画提案書を（1）の応募方法で受付期間内に提出してください。なお、企画提案書は本要領及び企画提案書（様式）にしたがって、日本語で作成してください。

また、次の①及び②に該当する場合は、企画提案書と併せて必要書類を提出してください。

##### ① 研究グループで応募する場合

協定書、規約、共同研究契約いずれかの写し

##### ② 人件費及び試験研究費の賃金を計上する場合

研究機関等における受託単価規程又は人件費の算定等における算出根拠となる書類（7（2）①参照）

受付期間：平成28年2月4日（木）～平成28年3月7日（月）18時

#### （3）応募に当たっての注意事項

- ① 応募資格を有しない者の企画提案書及び内容に虚偽が認められた企画提案書は無効とします。
- ② 企画提案書の受理後に記載内容の不備等があった場合は、企画提案書の差替えを依頼しますが、受付期間内に差替えの企画提案書を提出できない場合は、無効となります。

- ③ 企画提案書の受理後に、不備の有無を確認するためには、少なくとも1日程度要することが想定されますので、余裕を持って早めに提出してください。
- ④ 応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。
- ⑤ 企画提案書の返却には応じられません。
- ⑥ 企画提案書に記載する連絡先は、応募後に確実に連絡が取れるところとしてください。
- ⑦ 研究費の不正使用等、研究上の不正行為があった試験研究課題の研究開発責任者、研究員等については、一定の期間、本委託事業への参画は認めません。  
(以下10及び12参照)

#### (4) 説明会の開催

公募に係る説明をするため、以下のとおり説明会を開催します。出席を希望する方は研究機関等ごとに開催日の前日(土日・祝日を除く。)の18時00分までにインターネット([http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/regulatory\\_science/h28.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/regulatory_science/h28.html))又はファクシミリ(別添の参加申込書を記入の上送信。FAX番号: 03-3597-0329)により、お申込みください。

日 時: 平成28年2月12日(金) 11時00分～

場 所: 農林水産省消費・安全局第3会議室(1階、ドアNo.本145)

説明課題:

【3】家畜の伝染性疾病に関する実態を踏まえたサーベイランス手法・検査診断手法の研究

申込締切: 平成28年2月10日(水) 18時00分まで

日 時: 平成28年2月15日(月) 14時00分～

場 所: 農林水産省消費・安全局第1会議室(4階、南別館ドアNo.別424-1)

説明課題:

【1】加圧調理のアクリルアミド生成に及ぼす影響の検証

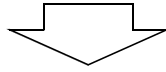
【2】スプラウト原料種子の検査手法の確立

【4】ジャガイモシロシストセンチュウの効果的な防除法の開発

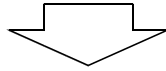
申込締切: 平成28年2月12日(金) 18時00分まで

## 応募の流れ

e-Radポータルサイトにアクセス (<http://www.e-rad.go.jp/index.html>)

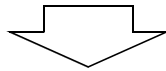


研究機関等及び研究者情報の登録を行い（2週間以上かかる場合があります。）、ID及びパスワードを取得



農林水産省のホームページ<sup>注）1</sup>

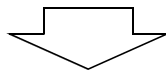
([http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/regulatory\\_science/h28.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/regulatory_science/h28.html)) 又はe-Radポータルサイトから応募要領、企画提案書（様式）等をダウンロード



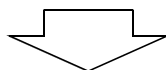
応募要領及び企画提案書（様式）にしたがって企画提案書を作成し、

- ・ 研究グループで応募する場合には、協定書等の写し
- ・ 人件費及び試験研究費の賃金を計上する場合には、研究機関等における受託単価規程又は人件費の算定等における算出根拠となる資料

と併せてe-Radポータルサイトにアップロード<sup>注）2</sup>



農林水産省消費・安全局にて受理



応募者がシステムの「処理済一覧」画面にて受理状況を確認

注） 1． 農林水産省のホームページにはe-Radへの入力事項を整理したものを掲載することとしていますので、必要に応じて御利用ください。

注） 2． e-Radを利用した電子申請を行う場合には、システム上に企画提案書等をアップロードしただけでは、農林水産省に提出されません。所属研究機関等の事務代表者によるシステム上の承認行為が行われないと、農林水産省に提出された扱いにはなりませんので御注意ください。また、協定書等の写しや受託単価規程又は人件費の算定等における算出根拠となる書類をe-Radにアップロードする際には、企画提案書と併せて1つのPDFファイルとしてアップロードしてください。

## 4 受託者の選定

### (1) 審査方法

各試験研究課題の受託者は、**別紙5**の「安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究委託事業審査要領」（以下「審査要領」という。）により決定します。審査は原則として対面によるヒアリング審査によることとしますので、事前にプレゼンテーション用資料を御用意ください。

なお、審査委員会の開催（3月下旬予定）及びプレゼンテーション用資料の提出に係る連絡は、応募した研究総括者に直接連絡します。また、企画提案書の個人情報、知的財産等に係る情報等に配慮し、審査内容については公表しません。

### (2) 審査規準

審査要領の別表に示した規準で審査を行います。

## 5 審査結果等の通知

審査結果は、審査後速やかに応募者に通知するとともに、受託者名を農林水産省のホームページに公表します。受託者への通知に際しては、必要に応じて試験研究の実施に当たって留意事項を付す場合があります。

なお、提案者の個人情報、知的財産等に係る情報等に配慮し、審査内容等に関する照会には応じません。

## 6 試験研究の運営管理

### (1) 研究推進会議の開催

研究総括者には、研究計画の設計、決定及び必要な見直しを行うとともに、研究の進捗状況を確認するために、研究推進会議を開催していただきます。

研究推進会議については、試験研究課題に参画している研究者のほか、試験研究成果をもとに決定する行政施策・措置の円滑な導入を図る観点から、当該行政施策・措置の対象となる関係者（農林漁業生産者・法人、食品製造・加工事業者、食品流通事業者及び検査機関並びにそれら事業者等が組織する団体等）の参画を必須としています。

なお、研究推進会議の設置に当たっては、以下の（2）により設置される試験研究課題運営チームと事前に連絡調整を行っていただく必要があります。

### (2) 試験研究課題運営チームとの連携等

農林水産省消費・安全局では、受託者の決定後、試験研究課題運営チーム（以下「運営チーム」という。）を試験研究課題ごとに設置し、研究推進会議への参画等を通じて試験研究課題の進行管理を行います。

受託者は、日頃から運営チームと密に連携し、情報交換することが求められます。また、施策の推進に資する成果が得られるよう、適宜研究の進捗状況をチェックし、必要に応じて研究計画の修正・改善を行ってください。

## 7 委託契約の締結及び対象となる経費

### (1) 委託契約の締結

農林水産省は、上記4の(1)により決定した受託者と委託契約を締結します。なお、受託者は、上記5の通知後、研究実施計画のほか委託契約に必要な書類を速やかに提出してください。

共同提案の場合は、共同提案する全ての研究機関等が連名で農林水産省大臣官房参事官(経理)と委託契約を締結することとなります。また、委託契約の締結に当たっては、研究総括者の所属する研究機関等が共同提案する全ての研究機関等を代表して農林水産省消費・安全局と連絡調整を行うとともに、委託契約に必要な書類をとりまとめていただく必要がありますので、あらかじめ御承知おきください。

### (2) 委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

#### ① 直接経費：本研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要となる経費

ア 人件費：本研究に直接従事する研究総括者、研究員等の人件費を計上できます。  
なお、国又は地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人(地方公共団体を含む。)については、常勤職員の人件費は計上できません。

なお、本委託事業における人件費の算定等に当たっては、「委託事業における人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第96号大臣官房経理課長通知) **(別紙6)** によるものとします。

イ 謝金：委員会等の外部委員に対する出席謝金、講演、原稿の執筆、研究協力等に対する謝金を計上できます。

ウ 旅費

- a 研究員旅費：受託した機関に所属する研究員等の調査、連絡等に要する旅費であって、本委託事業における試験研究課題を推進するための専用の支出であることが明らかであるものを計上できます。
- b 委員等旅費：研究のアドバイザー等の国内旅費及び外国旅費を計上できます。

エ 試験研究費

- a 賃金：本研究に係る研究補助者に対する賃金を計上できます。  
なお、本委託事業における賃金の算定等に当たっては、**別紙6** によるものとします。
- b 機械・備品費：当該研究の遂行に当たって必要となる機器等のうち、取得価格が5万円以上の機器等であって、長期の使用に耐え得るもの等に係る経費を計上できます。
- c 消耗品費：事務用品、燃料、薬品、飼料等で、長期使用に適さないもの等の経費を計上できます。
- d 印刷製本費：報告書、資料等の印刷及び製本に係る経費を計上できます。
- e 物品等の借料及び損料：物品、施設等の借料及び損料を計上できます。
- f 光熱水料：研究施設等、研究機器等の電気、ガス、水道料を計上できます  
(研究に直接必要であることが、経理的に明確に区別できるものに限

る。 ) 。

g 燃料費：研究施設等の燃料（灯油、重油等）費を計上できます（研究に直接必要であることが、経理的に明確に区別できるものに限る。）。

h 会議費：研究推進会議等、研究推進上必要な会議の開催に係る会議の費用を計上できます。

i 雑役務費：物品の加工・試作、単純な分析等の外注費等を計上できます。

オ 消費税等相当額：上記の経費のうち、非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の 8 %

② 一般管理費：上記①エの試験研究費の 15 %以内

※1 直接経費に計上できるものは、本委託事業の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であり、経理的に明確に区分できるものに限ります。特に、消耗品費、光熱水費等を計上する場合は注意が必要です。

※2 人件費又は試験研究費の賃金を計上する場合は、**別紙6**に基づき、受託単価又は実績単価を算定し、本委託事業に従事する時間、日数等を積算内訳に記載してください。なお、企画提案書に記載された単価については、4（1）の審査委員会等により精査され、単価の見直しを企画提案書の採択条件とする場合があることをあらかじめ御承知ください。

また、精査後の単価については、原則として実績報告においても変更できませんので御留意ください。

※3 研究機関等で通常備えておくべき機器（パソコンや基本的な研究機器等）の購入は、事業の目的遂行に必要と認められるものに限ります。

※4 一般管理費は、直接経費以外で本委託事業に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課等となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分する等により合理的に算出し、本委託事業に係る経費であることを明確に区分してください。

※5 受託者が公益法人の場合は、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、国から公益法人に交付された補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）のうち、他の法人等の第三者に分配・交付するものを5割未満にする必要があります。また、国から公益法人に交付された補助金等を年間収入の3分の2未満とする必要があります。

### （3）購入機器等

本委託事業により受託者が取得した物品（機械・備品費で購入した機器等）は受託者において、善良な管理者の注意をもって管理してください。

本委託事業の購入物品である旨の標示をするとともに、委託事業ごとに管理簿に登録してください（様式は委託契約書を参照）。

なお、本委託事業終了後の取扱いに係る手続は、別途、国からお知らせします。

## 8 研究成果の取扱い

### (1) 研究成果の報告等

受託者は、1の(4)の委託契約期間の終了時までに実績報告書を農林水産省消費・安全局長に提出してください。

### (2) 研究成果の発表

本委託事業で得られた研究成果は、基本的に、研究成果報告会の開催等を通じて農林水産省消費・安全局が公表しますので、受託者は契約期間にかかわらずこれに協力していただきます。

受託者が研究成果を公表する場合は、本委託事業の契約期間にかかわらず事前にその内容について農林水産省消費・安全局の運営チームに協議し、承諾を得るとともに、委託事業による研究の成果であることを明記してください。

また、承諾を得て公表した資料は、毎年度末、農林水産省消費・安全局の運営チームに報告してください。

### (3) 研究成果の帰属

本委託事業を実施することにより知的財産権が発生した場合、その知的財産権は農林水産省に帰属しますが、以下の条件を遵守する（遵守を確認する確認書を提出していただきます。）ことを条件に、受託者に帰属させることができます。詳細については、15の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

#### <知的財産権>

知的財産権とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利、外国におけるこれらの権利に相当する権利、著作権及び指定されたノウハウを使用する権利をいいます。

ア 試験研究に伴い知的財産権が発生した場合に、受託者は出願等を行う前に遅滞なく農林水産省消費・安全局長に報告すること。

イ 農林水産省消費・安全局長が公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合、農林水産省消費・安全局長に対して当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。

ウ 当該知的財産権を相当期間活用しておらず、かつ、正当な理由がない場合に、農林水産省消費・安全局長が特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと。

エ 当該知的財産権を第三者に譲渡、実施許諾等をする場合には、あらかじめ農林水産省消費・安全局長の承認を受けること。

なお、知的財産権に関する次の事項についても御留意願います。

- ・ 本委託事業は、国の委託事業であることから、アにより報告された知的財産権を受託者に帰属させることで日本国内の農林水産業の振興に支障をきたすなど、農林

水産研究開発の推進上、不適当と判断される場合には、受託者に知的財産権を帰属させることができません。したがって、受託者への帰属の可否については農林水産省消費・安全局長が決定し、通知します。

- ・ 本委託事業の研究成果によって得られた知的財産権の研究ライセンス及びリサーチツール特許の活用については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議）に基づき、対応することとします。
- ・ 特許法では特許を受ける権利は発明者に帰属しますが、従業者等が職務として研究・開発した結果完成した発明（職務発明）に関しては、従業者等の雇用、設備・研究費の負担など、使用者等による一定の貢献があることから、使用者等に通常実施権を付与し、予約承継（あらかじめ特許を受ける権利又は特許権を使用者等に承継させること等を職務発明規程、就業規則等で定めておくこと）を認めています。受託者において、職務発明規程等が定められていない場合、農林水産省消費・安全局長との契約履行上、研究成果の帰属や権利の承継に不都合が生じますので、本委託事業の契約締結後速やかに整備してください。
- ・ 本委託事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず決して第三者に漏らさないでください。また、得られた研究成果をもとに共同研究等を別途実施するには事前に御相談ください。なお、特許の出願前に研究成果を公開した場合、新規性が失われ特許権等を受けることができなくなることがありますので御注意ください。

## 9 試験研究課題の評価等

それぞれの試験研究課題について、中間評価及び事後評価を実施します。受託者は、各評価に必要な資料の作成に協力していただきます。実施した評価の結果は、研究計画の見直し、予算の配分等に反映されます。

- ・ 中間評価：研究実施期間の中間時に実施
- ・ 事後評価：研究実施期間の最終年度の翌年度に実施

また、中間評価を実施しない年度においても、運営チームにおいて研究の進捗状況の点検を行い、必要に応じて研究計画の内容を見直し、予算の配分等に反映させることがあります。

なお、農林水産省消費・安全局では、試験研究終了から一定期間経過後に、行政施策・措置の決定、実施における各試験研究成果の活用状況等について追跡調査を実施する予定です。受託者は、必要に応じて本調査に協力していただきます。

## 10 研究費の不正使用

### （１）不正使用防止等に向けた取組

農林水産省では、研究費の不正使用防止への対応について、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議）に則り、「研究機関等における公的研究費の管理・監査のガイドライン

（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※）を策定しています。

本委託事業で実施する試験研究活動には、本ガイドラインが適用されますので、研究実施機関は、本ガイドラインに沿って、研究費の管理・監査体制を整備する必要があります。また、その実施状況の報告等を求めるとともに、体制整備等の状況に関する現地調査を行う場合がありますので、御承知ください。

※については、[http://www.s.affrc.go.jp/docs/pdf/141218\\_kanri\\_kansa\\_guidline.pdf](http://www.s.affrc.go.jp/docs/pdf/141218_kanri_kansa_guidline.pdf)を参照してください。

## （２）不正使用等が行われた場合の措置

① 本委託事業及び当省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給を行ったために、委託費等の全部又は一部を返還した試験研究課題の研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、一定期間、本委託事業への参画を認めないこととします。

ア 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）

を行った研究者及びそれに共謀した研究者

a 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間

b ア以外による場合

(a) 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間

(b) (a)又は(c)以外の場合：2～4年間

(c) 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間

イ 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：5年間

ウ 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分（上限は2年間とし、下限は1年間で端数は切り捨てる。）の期間

エ 他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務※<sup>1</sup>に違反した研究者：当該競争的資金等において応募、参加を制限されることとされた期間と同一の期間

② 上記の措置については、当該不正使用等の概要を公表するとともに、他の事業を所管する国の機関に情報提供いたしますので、他の事業等においても参画が制限される場合があります。

③ 研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同機関に所属する全ての研究者について、一定期間、本委託事業への応募又は参加を認めないこととします。

④ なお、農林水産省が公的研究費の配分先の研究機関等において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関等において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について※<sup>2</sup>」を御覧ください。

※1 善管注意義務対象者の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、研究資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

※2 については、[http://www.s.affrc.go.jp/docs/pdf/kenkyuhusei\\_sanka\\_taiou.pdf](http://www.s.affrc.go.jp/docs/pdf/kenkyuhusei_sanka_taiou.pdf)を参照してください。

## 11 虚偽の申請・虚偽報告などの偽りに対する対応

本委託事業において、申請内容や採択後の報告内容で虚偽行為が明らかになった場合、実施課題に関する委託契約を取り消し、委託費の一括返還、損害賠償等を受託機関に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本委託事業から資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者については10の（2）の不正受給等を行った場合と同様の措置がとられます。

## 12 研究上の不正行為防止のための対応

### （1）不正行為防止に向けた取組

農林水産省では、研究上の不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関し、「研究上の不正に関する適切な対応について」（平成18年2月28日総合科学技術会議）に則り、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※）及び「農林水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」（平成18年12月15日付け18農会第1148号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※）を策定しています。

本委託事業で実施する研究活動には、これらの通知が適用されます。受託者においては、研究活動の特定不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関する告発等を受け付ける窓口を設置し、特定不正行為の告発があった場合に調査委員会を設置し調査する等、研究活動における特定不正行為に対し適切に対応していただく必要があります。

※ これらの通知については、<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm>を参照してください。

### （2）特定不正行為が行われた場合の措置

研究上の特定不正行為があったと認定された試験研究課題の研究開発責任者及び研究員等については、当該試験研究課題に係る委託経費について、その全部又は一部の返還を求める場合があります。

また、以下のとおり、一定期間、本委託事業への参画を制限する場合があります。

ア 不正行為に関与した者については、その不正行為の程度により不正があったと

認定された年度の翌年度以降2年以上10年以内

イ 不正行為に関与しなかったものの、責任者としての注意義務を怠ったなど、一定の責任があるとされた者については、その責任の程度により不正があったと認定された年度の翌年度以降1年以上3年以内

なお、上記の措置については、当該不正行為の概要を公表するとともに、国費による研究資金を所管する国の機関へ情報提供することにより、他の事業等においても参画が制限される場合があります。

### 13 秘密の保持

本委託事業に係る応募書類及びe-Radへの登録のために応募者から提出された資料に含まれる個人情報、本委託事業における採択の採否に係る連絡、今後の契約手続、評価の実施等、農林水産省消費・安全局が業務のために利用・提供する場合を除き、応募者に無断で使用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）。

なお、採択された個々の試験研究課題に関する情報（試験研究課題名、試験研究概要、試験研究機関等名、研究者名等）は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、研究費の不正使用、研究上の不正行為等を行った研究者等については、国の事業に対する応募制限のための情報提供を、内閣府その他研究資金を所管する国の機関に行います。以上のことをあらかじめ御了承の上、応募書類を作成してください。

### 14 次年度以降の取扱い

平成29年度以降も継続して実施する試験研究課題については、原則として、今回の公募により決定した受託者が実施するものとし、毎年度、当該試験研究の実施に先立ち、改めて委託契約を締結します。

ただし、9の中間評価及び運営チームにおける研究の進捗状況に係る点検の結果により、試験研究の目標達成が著しく困難である等、試験研究の中止等をすべきと判断された場合には、委託契約を行わないことがあります。

### 15 問い合わせ先

本件に関する問い合わせは、以下の問い合わせ先において受け付けます。なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等についてはお答えできません。また、これ以外の問い合わせについては、質問者が特定される情報等は伏せた上で、その質問及び回答内容を農林水産省消費・安全局のホームページ（[http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/regulatory\\_science/h28.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/regulatory_science/h28.html)）にて掲載しますので御了承ください。

#### （問い合わせ先）

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1

【公募及び公募説明会について】

消費・安全局食品安全政策課食品安全技術室

レギュラトリーサイエンス対応推進班 担当者 青木、横沼

電話：０３－３５０２－５７２２

FAX：０３－３５９７－０３２９

【契約締結について】

農林水産省大臣官房予算課契約班 担当者 大島、高谷

電話：０３－６７４４－７１６２

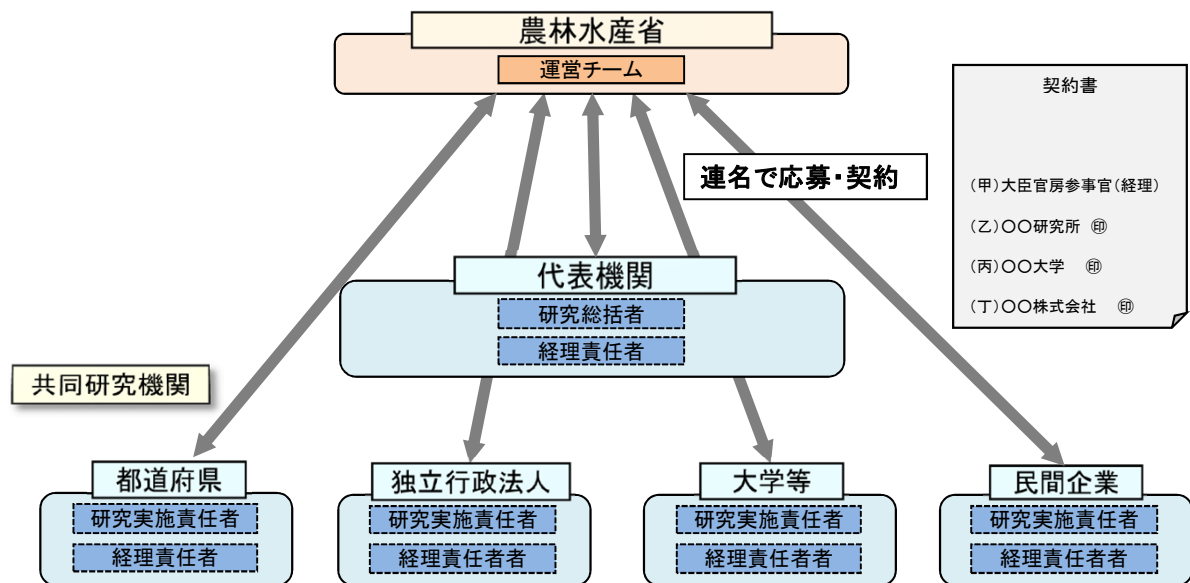
FAX：０３－６７３８－６１５８

受付期間：平成２８年２月４日（木）～平成２８年３月７日（月）１８時

（土曜・日曜日及び祝日を除きます。）

受付時間：１０：００～１８：００

図1：共同提案方式

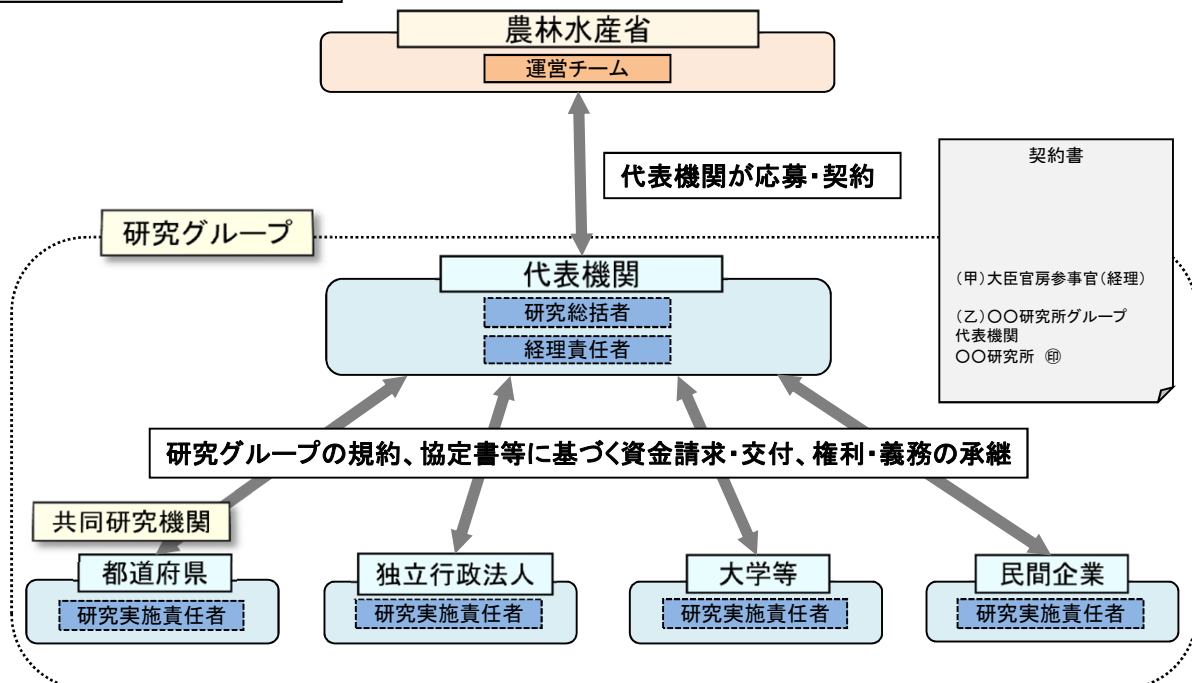


※ 国は、代表機関及び共同研究機関と直接契約（連名契約）。

（長所）各研究機関で協定を結ぶ必要がない（研究グループ方式より初年度の契約に時間が掛からない。）。

（短所）各研究機関の予算配分を契約の前に決める必要がある。

図2：研究グループ方式



※ 国は、研究グループ（代表機関）と契約。研究グループ内は、国との契約、研究グループとしての規約、協定書等に基づく取引。研究は各研究機関が実施し、経理・会計処理は代表機関が行う。

（長所）共同研究期間が多くても、2年目以降、契約手続に時間が掛からない。  
各研究機関の予算配分を契約の前に決める必要がない。

（短所）初年度の契約前に協定等を結ぶ必要があるため、初年度の手続に時間等を要する。